

第240回公益認定等委員会
公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換 抜粋版
—議事要旨—

1. 日時：平成25年6月14日（金）13：30～14：15
2. 場所：虎ノ門37森ビル12階 委員会室
3. 出席者：
（委員）山下委員長、雨宮委員長代理、惠委員、小森委員、門野委員、北地委員
（事務局）高野局長、讃岐次長、相馬総務課長
4. 議事：
（1）公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換（その1）
（公財）公益法人協会 太田達男理事長
5. 議事概要：
（1）公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換（その1）
（公財）公益法人協会（以下「公法協」）の太田理事長から、資料（「公益法人協会について—中間支援団体の活動と役割—」）に沿って説明の後、委員との意見交換を行った。
（○：委員等、◎：太田理事長）
 - 公益法人制度の今後の課題として、公益法人は我が国の社会の中でどのような位置を占めていくべきか。
 - ◎ 公益法人制度は使い勝手が悪くコストがかかるという誤った認識を持っている人もいるが、そうした誤解を解くことで、社会の中で「小さくてもキラリと光る」法人が現れ、税制優遇措置により寄付も集まりやすくなるという相乗効果が期待される。
 - 「小規模でもキラリと光る」ためには、法人が単独で活動するだけでなく、類似の法人が集まって活動することも考えられるのではないか。
 - ◎ 法人が集まることで大きな力を発揮することもあるが、一方で、それぞれの法人には個性もあるから、活動の在り方はケース・バイ・ケースになる。
 - 公益法人協会のような中間支援団体が、運営能力の弱い法人をサポートすることが重要になってくるのではないか。
 - ◎ 中間支援団体には、①公法協のように全国規模で活動するもの、②地域で活動するもの、③専門分野で活動するものの3種類がある。現在の公益法人の世界では、地域のいわば足腰となるようなサポート団体がないことが一番の問題である。
 - 資料中、改善すべき側面として「自由闊達な活力を奪いかねない財務基準」との記述があるが、ある程度の規制はあってしかるべきであり、規制を緩めることにより、法人が本来の目的とかけ離れた活動をするようなことがあってはならないのではないか。
 - ◎ もちろん財務基準のすべてを撤廃すべきと言っているのではなく、一定の規制は必要であるが、現在は必要以上に厳しいため、緩和をしてほしいとの趣旨である。
 - 現在の公益法人会計基準について、具体的な問題点は何か。
 - ◎ 一つは法人会計の存在であり、もう一つは個人的には必ずしも賛成していないが、損益ベースの正味財産計算書が分かりにくいいため、収支ベースの計算書と2種類作成している法人から、負担であるとの声がある。
 - 昨今の法人のガバナンスに関わる問題について、どう考えているか。
 - ◎ 現在起きているような問題は、今急に起こった問題ではなく、主務官庁制の時代にもあったものであり、決算書を見れば問題があることが分かっても、それが見過ごされ、いわ

ばぬるま湯の経営をしてきたことに起因している。問題のある法人には、時間をかけて、ガバナンスとは何かを理解してもらうことが重要であり、米国では、民間の団体が、法人の新人役員にガバナンスの確保等について研修を行っている。公法協としても、今後そうした役割を担っていきたい。

- 財務諸表を作成するのは法人であるが、それを使用するのは寄付者、国民であるという意味で、会計基準の最終ユーザーは、法人ではなく国民と考えるべきではないか。
- ◎ 確かに財務諸表は法人だけでなく見る側にも理解できるようにする必要はあるが、限度もあることから、米国のガイド・スターが実施しているような情報をかみくだいて提供する取組も必要であると考えている。
- 中間支援組織が地域に不足しているとのことだが、京都地域創造基金のように、地域でNPO等とのネットワーク作りを行っている法人は少なからずあるのではないか。
- ◎ 法人の設立支援というよりも事業活動の支援を行っている法人であるとする、中間支援組織とはいささか異なるのではないか。
NPOの場合は地域レベルに中間支援組織があるが、将来的には、そうした組織が公益法人等を含む広範囲の市民公益活動をいかに広くサポートしていけるかが課題である。
- 中間支援団体の活動は、NPO法では特定非営利活動の一つとして挙げられているが、公益認定法では明示されていない。今後の課題として、できれば独立の目的として明示した方がよいのではないかとも思う。

(文責：公益認定等委員会事務局。速報のため事後修正の可能性あり)